NEW CITY RESIDENCE
ニューシティレジデンス投資法人

平成21年10月8日

各　位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区六本木一丁目10番6号
ニューシティ・レジデンス投資法人
代表者名
執行役員　新井　潤
資産運用会社名
ｼｰﾋﾞｰｱｰﾙｲｰ・ﾚｼﾞﾃﾞﾝｼｬﾙ・ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ株式会社
代表者名
代表取締役社長　樋口秀一
問合せ先
投資運用本部企画部長　加藤康敬
TEL. 03-6229-3860(代表)

# 本投資法人第4回投資主総会決議の一部取消訴訟の取り下げに関するお知らせ

平成21年6月30日付「本投資法人第4回投資主総会決議の一部取消訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、本投資法人は下記訴訟の提起を受けましたが、今般、原告より訴訟が取り下げの申立てがあり、本投資法人がこれに同意したことにより、訴訟が終結することとなりましたので、お知らせいたします。

記

1.　本件訴訟が取り下げられるに至った経緯

平成21年5月13日開催の本投資法人第4回投資主総会（以下「本総会」）において以下の議案が可決されており、本投資法人の投資主様1名より、これらの決議のうち第3号議案及び第4号議案にかかる決議の取消しを求める訴訟が東京地方裁判所に提起されましたが、平成21年9月9日付「再生計画案の否決、再生手続廃止の決定、スポンサー契約の解除及び債権者による再度の民事再生手続開始申立ての意向表明に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり同日付けにて東京地方裁判所より本投資法人に係る再生手続廃止の決定を受けたことにより、第3号議案及び第4号議案にかかる決議を取り消す利益がなくなったため、当該投資主様より訴訟の取り下げの申し立てがあり、本投資法人がこれに同意したことにより、訴訟が終結したものです。

第1号議案「補欠執行役員1名選任の件」
第2号議案「補欠監督役員2名選任の件」
第3号議案「資産運用委託契約解約の件」
第4号議案「資産運用委託契約締結承認の件」

2.　訴訟の取り下げの日

平成21年10月7日

3.　訴訟の内容

(1)原告　：本投資法人の投資主様1名（訴状に記載の保有投資口数10口）
(2)訴状の送達を受けた日：平成21年6月29日

(3)請求の内容　　：本総会決議のうち、上記第 3 号議案及び第 4 号議案にかかる決議の取消し

4.　今後の見通し

本件訴訟及びその取り下げによる本投資法人の再生手続への影響はございません。

以　上

※本投資法人のホームページアドレス　http://www.ncrinv.co.jp/